

観音寺市立一ノ谷小学校いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れのあるものです。

また、いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こり得ることから、本校においては、以下に定める基本方針に従って、いじめへの対応を組織的に取り組みます。

第1 いじめの防止等に向けた基本的な方針

1 いじめの未然防止

いじめの問題の対応は、いじめを起こさせないための予防的取り組みがもっとも大切であると考えます。そこで、教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることをめざします。また、全校児童がいじめを自分たちの問題として考えられるよう指導し、傍観者を生まない集団づくりに努めます。

2 いじめの早期発見

日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、教育相談体制を充実させます。児童が示す変化を見逃さないように努めるとともに、教職員相互の積極的な情報交換により情報を共有します。

また、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあること、いじめは気付きにくく、判断しにくい形で起こることを認識し、いつでもどこにおいても起こり得るという意識をもって取り組みます。

そのために、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、児童の細かな変化も見逃さないようにし、積極的にいじめを認知するよう努めます。

3 いじめの早期対応

いじめを認知した場合には、特定の教職員で抱え込まず、組織的に対応します。被害児童を徹底して守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導します。教職員は、決定された対応方針を共有するとともに、保護者や関係機関等の協力を得て対応します。

また、各教職員はその対応方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておきます。

4 重大事態への対応

重大事態が発生した場合は、事実関係を明確にするための調査等を行うとともにすみやかに観音寺市教育委員会に報告します。その事態に適切に対処するとともに、再発防止に努めます。

5 教職員の資質能力の向上

- (1) いじめ防止への意欲向上、道徳の授業力向上、教職員自身の人権感覚を磨き、教育相談の充実、児童理解の一層の向上等、校内研修や職員会・学年団会などを通じて指導力の向上を図るよう努めます。
- (2) 「学ぶ楽しさ、分かる喜びが実感できる授業」を実践することにより、児童の心の安定を図ります。
- (3) 休み時間や昼休み等に、教職員と児童がふれあう時間を確保します。また、清掃や委員会活動、ボランティア活動等の時間にはできるだけ児童とともに活動し、問題行動の早期発見や児童との信頼関係を深めることに努めます。

6 本基本方針の説明及び検証改善

本基本方針については、学校だよりやホームページへの掲載等の方法により、保護者や地域住民の方々が内容を確認できるようにするとともに、その内容を、必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者に説明します。

また、本基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、評価結果を踏まえて、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図ります。

第2 いじめの防止等のための組織

本校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、「一ノ谷小学校いじめ防止対策委員会」を設置します。

構成員は、校長、教頭、教務、生徒指導主事、担任、養護教諭、S C、学校医等で構成します。また、必要に応じて、保護者代表としてP T A役員、地域住民代表として学校運営協議会委員等の活用も検討します。

第3 本校におけるいじめの防止等のための取組

1 いじめの未然防止

(1) 自己有用感を育み、規範意識を高める授業づくり

一人ひとりの実態に応じた分かる授業を行い、すべての児童が達成感を得られるよう工夫します。道徳教育や人権学習を充実させ、いじめは絶対に許されないという人権感覚を育みます。

(2) 望ましい人間関係づくり

各種行事（遠足・なかよし集会・朝の活動等）の中で、児童が主体となって異学年交流ができる体験を推進し、豊かな人間関係が築けるようにします。

(3) 傍観者を生まない集団づくり

「なかよし週間」や「なかよし集会」等を捉えて、いじめを自分たちの問題として考え、主体的にいじめの防止等に取り組むよう指導し、いじめを行う者や傍観者を生まない集団づくりに努めます。

(4) インターネット等に関する指導・啓発

インターネットを通じて行われるいじめを防止するため、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる等、児童生徒に対して情報モラルに関する指導を行います。また、家庭でのインターネット等の適切な利用について、保護者への啓発を行います。

(5) 保護者や地域への働きかけ

P T A総会で学校の方針を説明するとともに、学校だより等を活用していじめ防止に係る啓発を行います。また、学習参観日に人権学習を公開したり、人権講演会を開催したりする等、家庭や地域と連携しながら、いじめの防止等の取組を推進します。

(6) 特に配慮が必要な児童生徒への対応

特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行います。

2 いじめの早期発見

(1) 日常的な観察・情報共有等

すべての教職員が、児童が示す変化を見逃さないように努めます。また、担任は連絡帳や日

記等を活用して、児童の日々の学校生活や友人関係等の把握に努めます。そして、教職員相互の積極的な情報交換（職員会議や職員打合せ等において）による情報の共有に努めます。

(2) アンケートの実施

いじめの実態を把握するため、児童に対するアンケート調査を毎月実施します。時には無記名式のアンケートを行う等、潜在的ないじめも発見できるよう工夫します。

(3) 教育相談体制の充実

校内の教育相談窓口を保健室に置き、気軽に話せるような雰囲気作りに努めます。また、保健室に「相談ポスト」を設置し、児童の悩みを積極的に受け止められるようにします。必要があればスクールカウンセラー等の専門家や教職員による教育相談を実施します。周知に当たっては、児童に自ら周囲に援助を求めることの重要性を理解させます。

(4) 児童からの相談に対する迅速な対応

児童からの相談に対しては、必ず教職員等が迅速に対応することを徹底します。

(5) 家庭や地域との連携

保護者との連絡を密に行い、学校や家庭で気になる様子について情報交換することで児童の変化を捉えるようにするとともに、保護者からいじめ事案の相談があった場合は、迅速に対応します。当該児童から丁寧な聞き取りを行った上で、家庭へ連絡します。いじめ問題が家庭間で解決を図るものではなく、学校が主体となり組織的に対応します。また、一ノ谷教育支援会の見守り隊等に協力をいただき、児童の登下校時の様子についての情報提供をお願いします。

3 いじめに対する措置

(1) いじめを認知したときの対応

- ① いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めます。
- ② いじめを認知した教職員は一人で抱え込まず、情報を共有し、組織として対応します。
- ③ すみやかに関係児童や教職員から事情を聴き取るなどして、事実関係を確認します。
- ④ 事実確認の結果は、被害・加害児童の保護者に連絡します。
- ⑤ 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求めます。

(2) 被害児童又はその保護者への支援

- ① 被害児童から、個人情報の取扱い等、プライバシーに留意しながら、事実関係の聴き取りを行います。
- ② 家庭訪問や電話連絡等により、迅速に保護者に事実関係と今後の対応を伝えます。
- ③ 被害児童が信頼できる人（親しい友人や教職員、家族等）と連携し、被害児童に寄り添える体制をつくります。
- ④ 状況に応じて、スクールカウンセラー等の協力を求めます。
- ⑤ いじめが解消したと思われる（①いじめに係る行為が止んでいる状態が、少なくとも3か月間継続している、②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていない）場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れて必要な支援を行います。

(3) 加害児童への指導又はその保護者への助言

- ① 加害とされる児童から、個人情報の取扱い等、プライバシーに留意しながら、事実関係の聴き取りを行います。
- ② いじめがあったことが確認された場合、いじめを止めさせ、その再発防止に関する指導を行います。

- ③ 加害児童への指導に当たっては、教育的配慮の下、「いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為である」ことを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるよう指導します。
- ④ 家庭訪問や電話連絡等により、迅速に保護者へ事実関係と今後の対応を伝え、保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する助言を行います。
- ⑤ 加害児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、被害児童を徹底して守り通すという観点から、警察署及び関係機関等と相談して対処します。

(4) 学級全体への指導

- ① 学級指導等を通して、「いじめは絶対に許されない行為である」ことを指導します。
- ② いじめを傍観していた児童生徒に対しても、自分の問題として考えるよう指導します。
- ③ すべての児童生徒が、集団の一員として互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できる集団づくりに努めます。

第4 重大事態への対処

1 報告

いじめにより、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合や、いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるような場合の重大事態を認知した際は、すみやかに観音寺市教育委員会への報告を行います。

2 調査

重大事態に対して、学校が主体となって調査を行う場合は、「一ノ谷小学校いじめ防止対策委員会」を開催し、アンケート等の方法により、重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行います。

調査を行ったときは、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、この調査に係る重大事態の事実関係等の必要な情報を、教育的配慮をした上で適切に提供します。

第5 教職員の資質能力の向上

いじめへの対応に係る具体的な指導上の留意点等について、校内研修や職員会議等で周知を図り、普段から教職員間で共通理解を図ります。

「かがやく笑顔をとりにどすために」等の研修資料を活用したり、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーを活用したりするなど、いじめへの対応に係る教職員の資質能力および指導力の向上を図ります。

第6 その他

本基本方針は、実施状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

附記

- ・ 令和8年3月12日 一部改訂